

合 併 中 核 市 広域連携

中心市のあり方に関する 協議結果



小田原市と南足柄市が
合併した場合を想定して
協議した結果をお知らせします

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会

市民の皆さんへ

県西地域の中心市である小田原市と南足柄市は、平成28年10月に「小田原市・南足柄市『中心市のあり方』に関する任意協議会」を設置して、**両市が合併した場合を想定し、皆さんの生活に関する事項や行政体制など3,270件に及ぶ事務事業の取扱いについて協議を行い、合併後の市の姿をシミュレーションしました。**

両市が合併するか否かは、皆さんの意向を伺ってから、それぞれの市が判断することになります。

皆さんには、本冊子で両市の現状と課題について理解を深めていただき、将来のあり方を改めて考えてくださるようお願いします。

この冊子は、任意協議会で作成した次の3つの計画類と事務事業調整の結果を分かりやすくまとめたものです。

- ・「新市まちづくり計画」
- ・「中核市移行基本計画（案）」
- ・「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」

—— 目次 ——

行財政基盤強化策としての合併

なぜ合併の協議をしたの？	2
合併の効果は？	6
合併すると私たちの生活はどう変わるの？	8
合併後の市の姿はどうなるの？	10
合併後の市の重点的な取組は？	12
南足柄地域のまちづくりはどうなるの？	14
合併って不安だけどデメリットはないの？	16
今後の手続きとスケジュール	18

合併した場合のその後の取組

公共施設の再編の取組	19
権能強化策としての中核市制度の活用の検討	20
中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制の構築	21

〈資料編〉

事務事業調整の結果	23
-----------	----

行財政基盤強化策としての合併

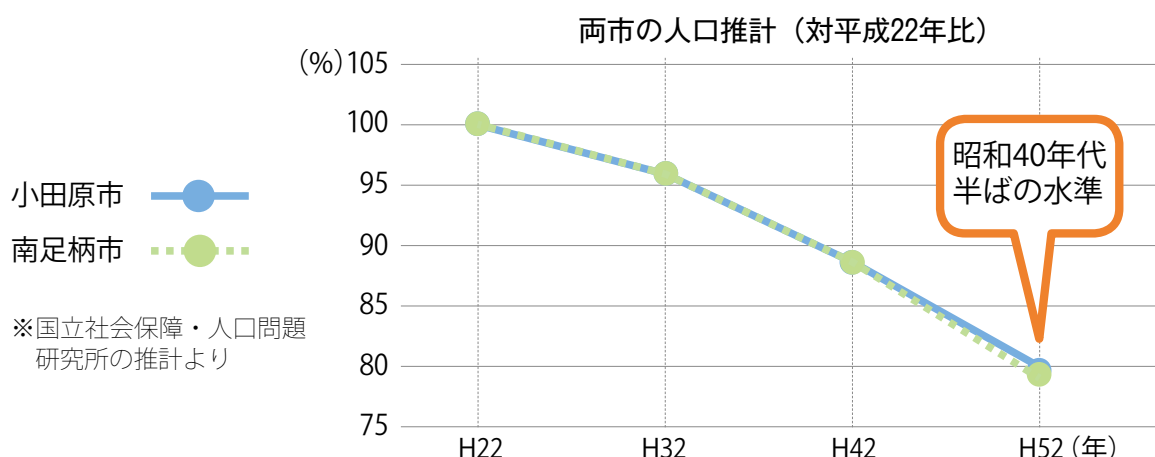
なぜ 合併の協議を したの？

人口減少や高齢化が進む中、このままでは現在の行政サービス水準を維持することが困難になります。

そこで、「究極の行財政改革」と言われる合併が、この状況を打開するための抜本的な対応策として有効ではないかと考え、両市で協議を行いました。

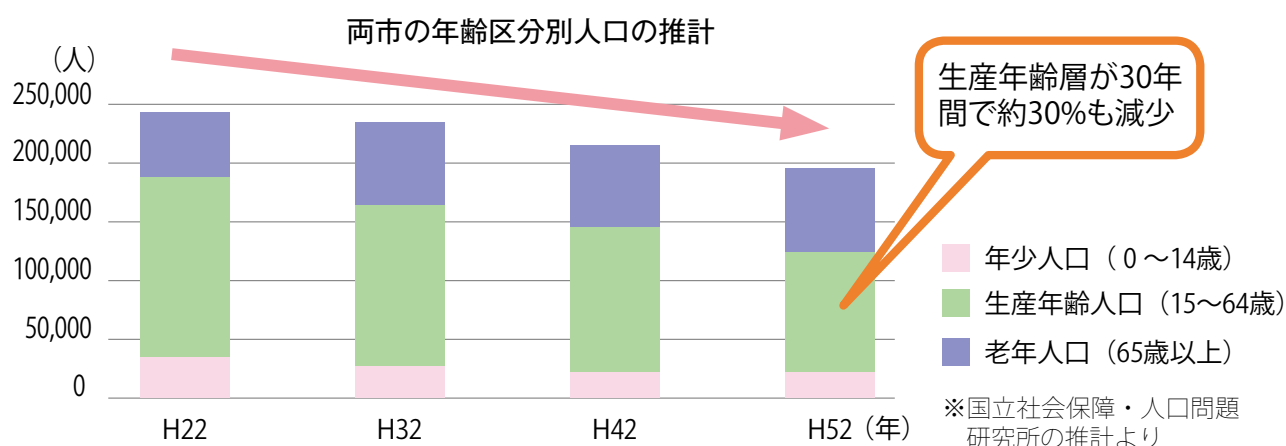
①両市の人口は加速度的に減っていきます

両市ともに人口は近年減少傾向にあり、30年間で約2割の減少が見込まれます。



②働き盛りの世代が激減していきます

今後、30年間で老年人口（65歳以上）は約14,000人の増加が見込まれる一方で、子どもを産み育て、働き、消費し、納税して、地域を支える生産年齢人口（15～64歳）は約50,000人の減少が見込まれます。



③市の財政状況が悪化していきます

●公共建築物が老朽化しています

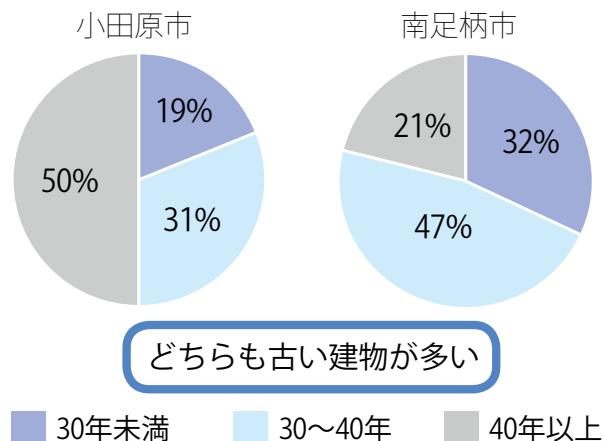
高度経済成長期に整備された公共建築物が大規模な改修や更新の時期を迎え、支出の増加が懸念されます。

小田原市は平成29年度から30年間で約1,820億円、平均で毎年60億円の支出(※1)が、南足柄市は平成29年度から40年間で約721億円、平均で毎年18億円の支出(※2)が必要と見込まれます。

※1 公共建築物マネジメント基本計画(小田原市)より

※2 南足柄市公共施設等総合管理計画より

築年数ごとの建物延床面積の割合(平成29年度)

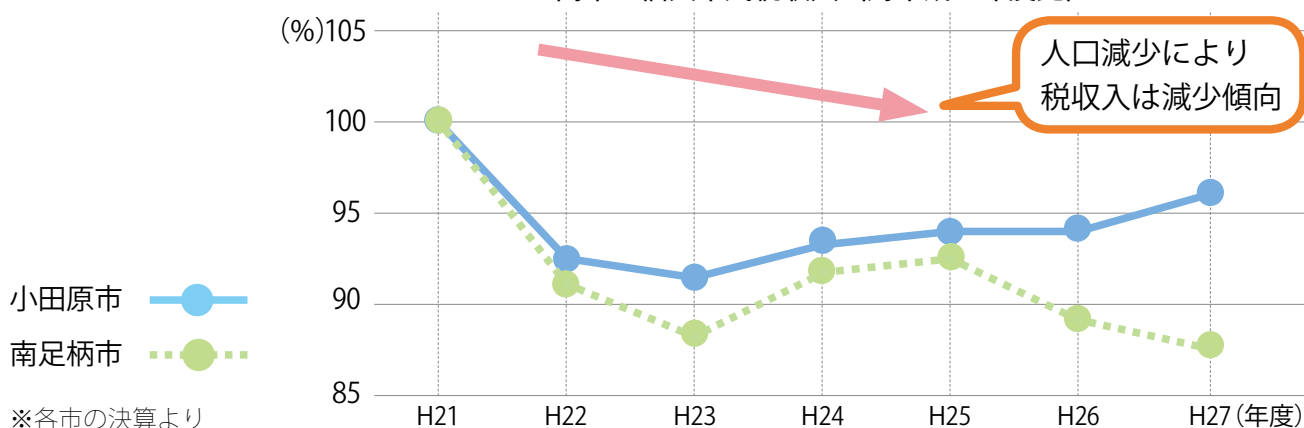


●個人市民税収入は減少傾向にあり、扶助費は増加しています

人口減少による個人市民税収入の減少や高齢化率の上昇などによる扶助費(※)の増加などは、市の財政に大きな影響を与えます。**財政状況が悪化すれば現状の行政サービスを維持することは難しくなります。**

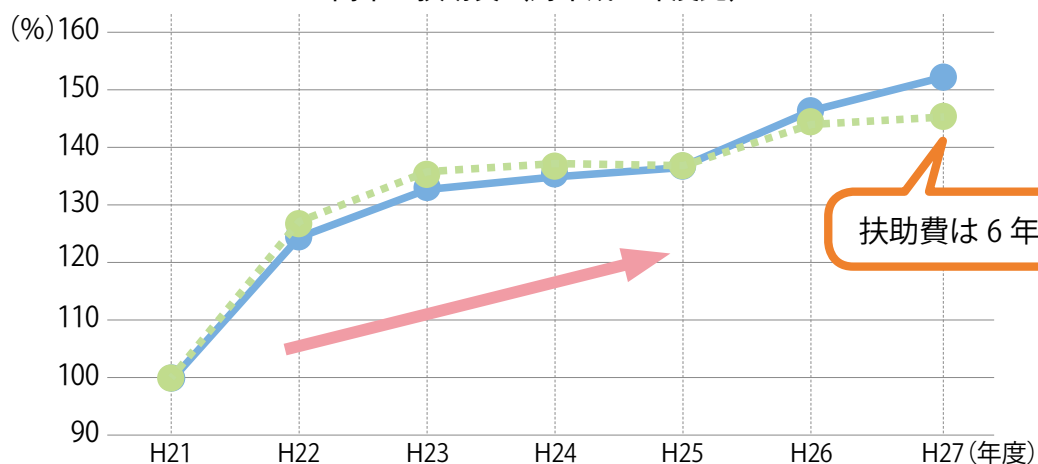
※扶助費・・・児童や高齢者、障がい者、生活困窮者などに対する支援に必要な経費

両市の個人市民税収入(対平成21年度比)



※各市の決算より

両市の扶助費(対平成21年度比)

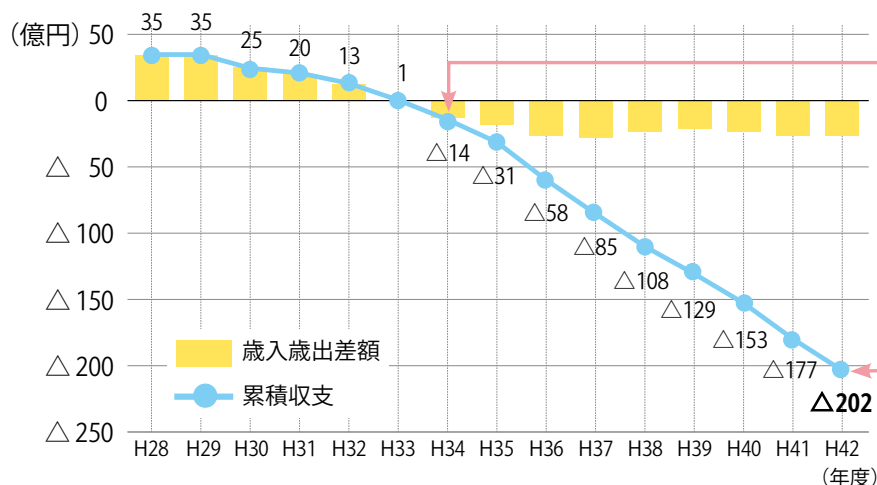


④このままでは両市ともに収支不足が見込まれます

平成27年度決算額をベースに、平成28年度実績などを加味したうえで、国の制度変更などの不透明な要素は除き、現行の税財政制度や政策が続くという仮定のもと、今後の一般会計の歳入歳出額を推計しました。

小田原市				
推計に見込んでいる大型公共事業	お城通り地区再開発	小田原漁港交流促進施設整備	焼却施設整備	小田原市斎場整備運営
	市民ホール整備	卸売市場建替え	市立病院建替え	道路・橋りょう等維持修繕

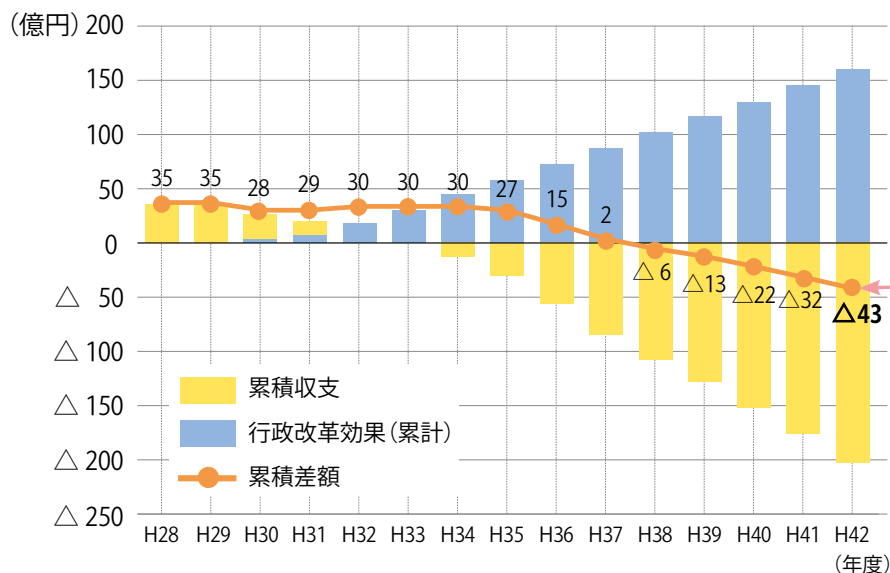
歳入歳出差額と累積収支の推計



5年後には収支不足が見込まれます。

平成42年度までの収支不足の累計は約202億円に達することが見込まれます。

行政改革目標（14.5億円／年）を達成した場合の財政推移（累積収支）



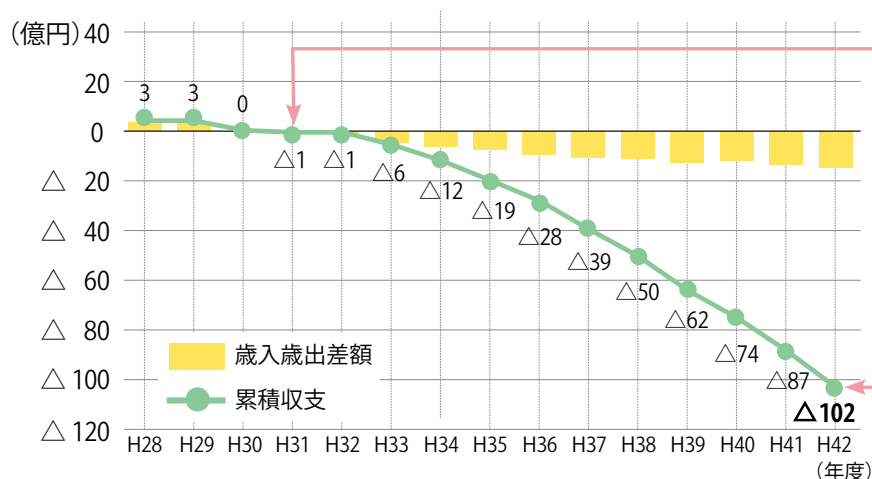
市で取り組む行政改革の目標を達成してもなお約43億円の収支不足が見込まれます。

※新市まちづくり計画より

南足柄市

推計に見込んでいる 大型公共事業	(仮称) 道の駅 金太郎のふる里	都市計画道路 千津島・苅野線	ごみ焼却施設建設	道路・橋りょう等 維持修繕
	足柄産業 集積ビレッジ構想	都市計画道路 和田河原・開成・大井線	農道・水路・河川 維持修繕	

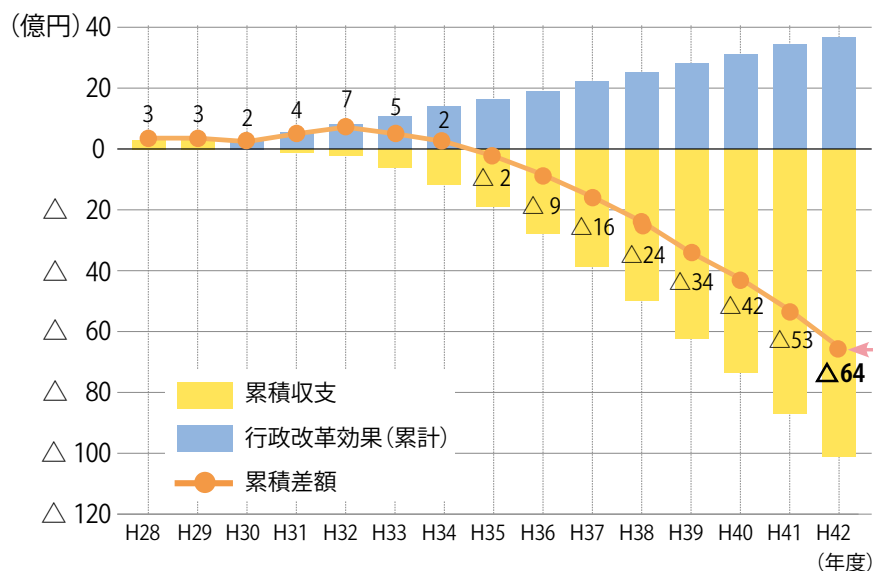
歳入歳出差額と累積収支の推計



2年後には収支不足が見込まれます。

平成42年度までの収支不足の累計は約102億円の収支不足が見込まれます。

行政改革目標（2.9億円／年）を達成した場合の財政推移（累積収支）



市で取り組む行政改革の目標を達成してもなお約64億円の収支不足が見込まれます。

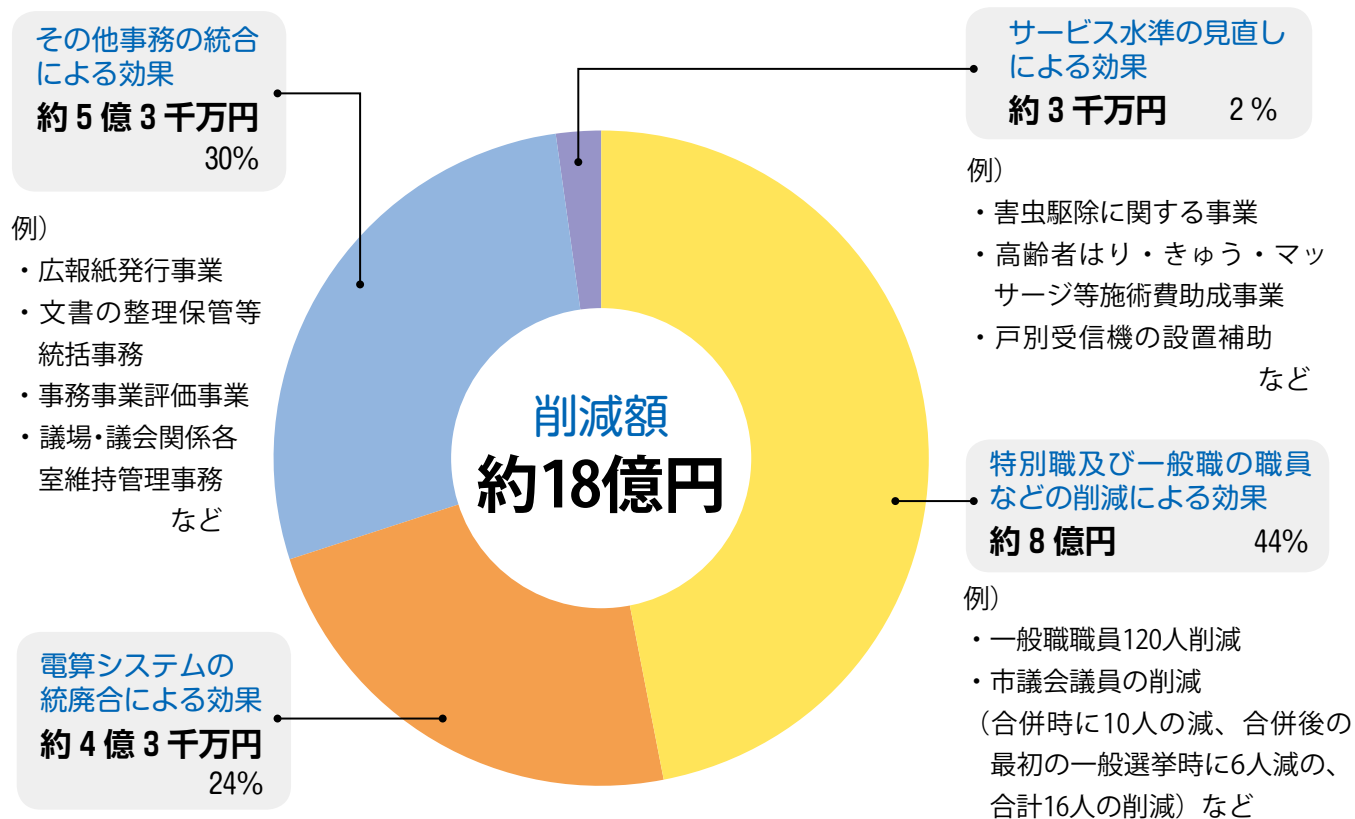
※新市まちづくり計画より

合併の 効果は？

合併は行政サービス水準を維持するための抜本的かつ効果的な対応策になり得ます。

①事務事業の調整により、年間約18億円の削減が見込まれます

協議会では、両市の全事業3,270件を対象に合併した場合の取扱いについての調整を行いました。その調整結果のとおり事務を統合することにより、年間約18億円の経費削減が見込まれます。



削減額の98%は、事務を統合することで余剰となる職員の削減や電算システム及び行政の内部事務の統合による、いわば合併ならではのスケールメリット（規模の効果）です。

合併した場合、市民生活への影響を最小限に抑えつつも、これだけの財政効果が見込まれます。

②合併後10年間の累計で約150億円の財政効果額が見込まれます

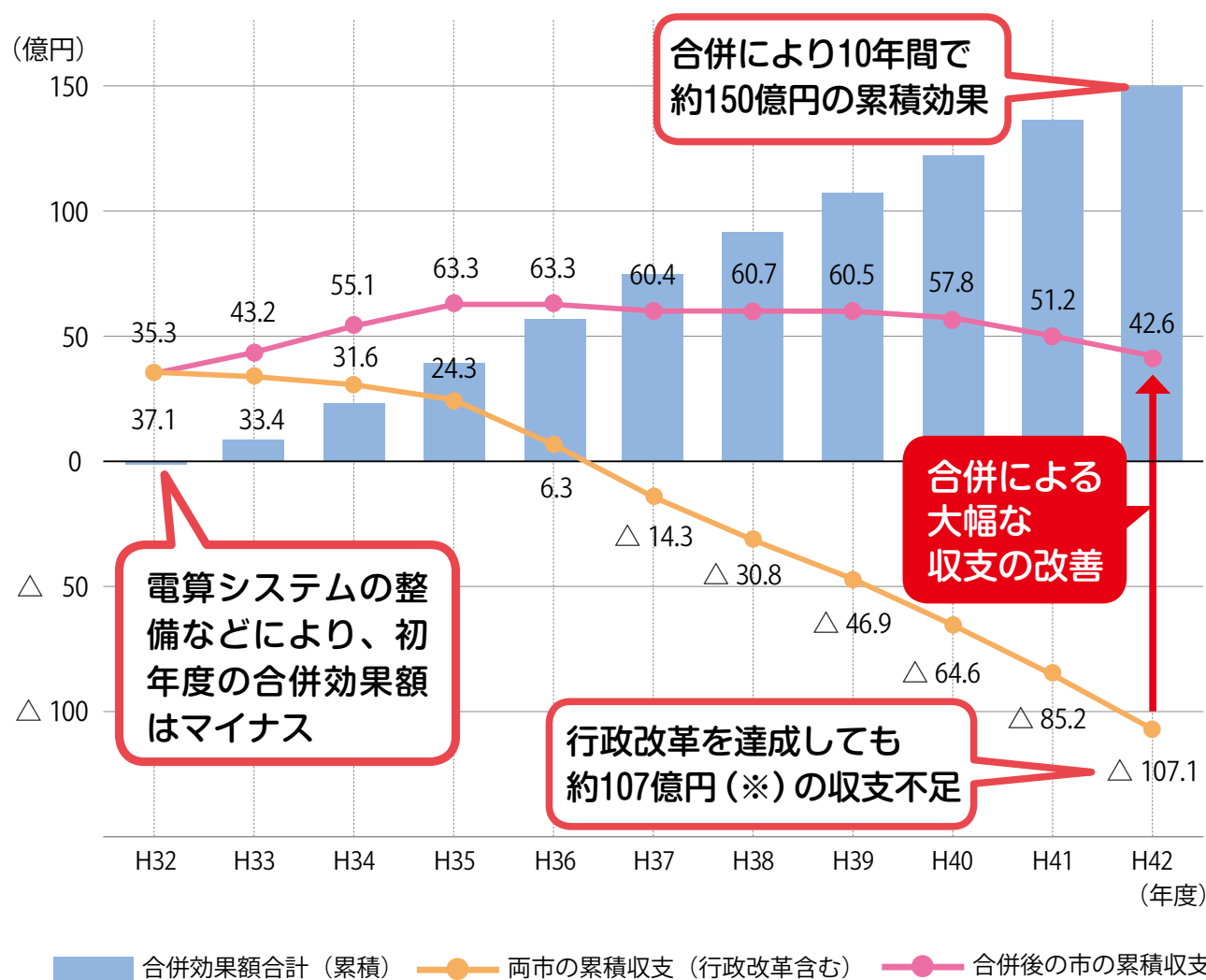
①に示した年間約18億円の経費削減に対して、電算システムの整備費などの初期投資経費のほか、国・県からの財政支援や普通交付税の減額などの合併に伴う財政負担の増分を見込むと、合併から10年間の累積効果は約150億円と見込まれます。

③合併によって、財政状況は大きく改善します

両市の財政推計では、市税などの自主財源が減少し高齢化などにより扶助費などが増加する傾向にあることから、南足柄市は平成31年度に、小田原市は平成34年度には収支不足に陥ることが見込まれています。また、両市が行政改革の目標として掲げる効果額を達成してもなお、平成42年度には両市合わせて累計で約107億円の収支不足が見込まれます。

しかし、合併することで見込まれる累積効果を加味すると、大幅な収支の改善が見込まれます。

行政改革目標を達成し、なおかつ合併効果を加味した財政推計（累積収支）



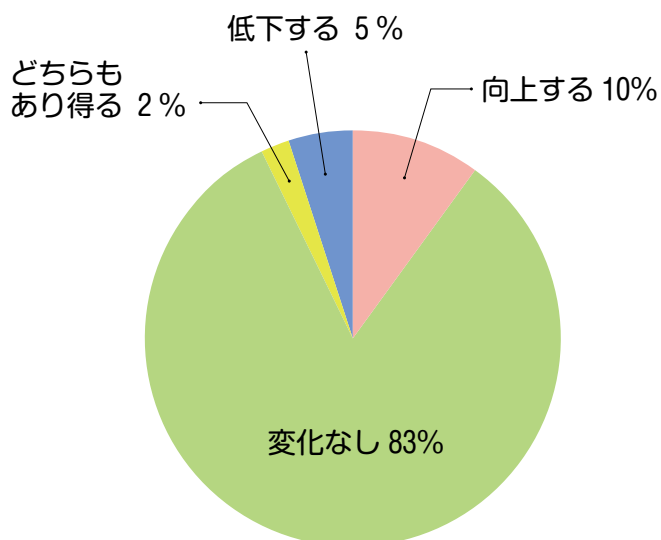
※両市の累積の収支不足額（小田原市の△43億円（4ページ下部グラフ記載）、南足柄市の△64億円（5ページ下部グラフ記載））の合計額

合併すると 私たちの生活は どう変わるの？

多くの事業は小田原市の水準を適用するため、
小田原市民のサービス水準は維持され、
南足柄市民のサービス水準の多くは向上します。

市民の皆さんへ直接サービスを提供する事業について、合併するとサービスがどう変化するかを「向上する」、「低下する」、「どちらもあり得る」、「変化なし」の4種類に分類しました。

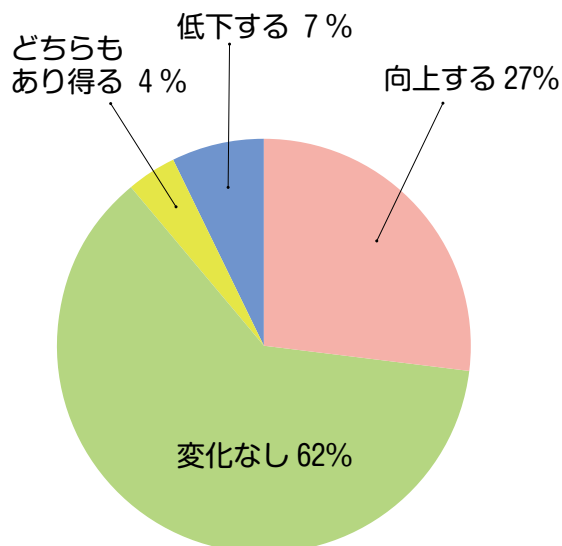
小田原市民のサービス水準の変化



「変化なし」が 83%

⇒サービスはほとんど変わりません

南足柄市民のサービス水準の変化



「向上する」が 27%

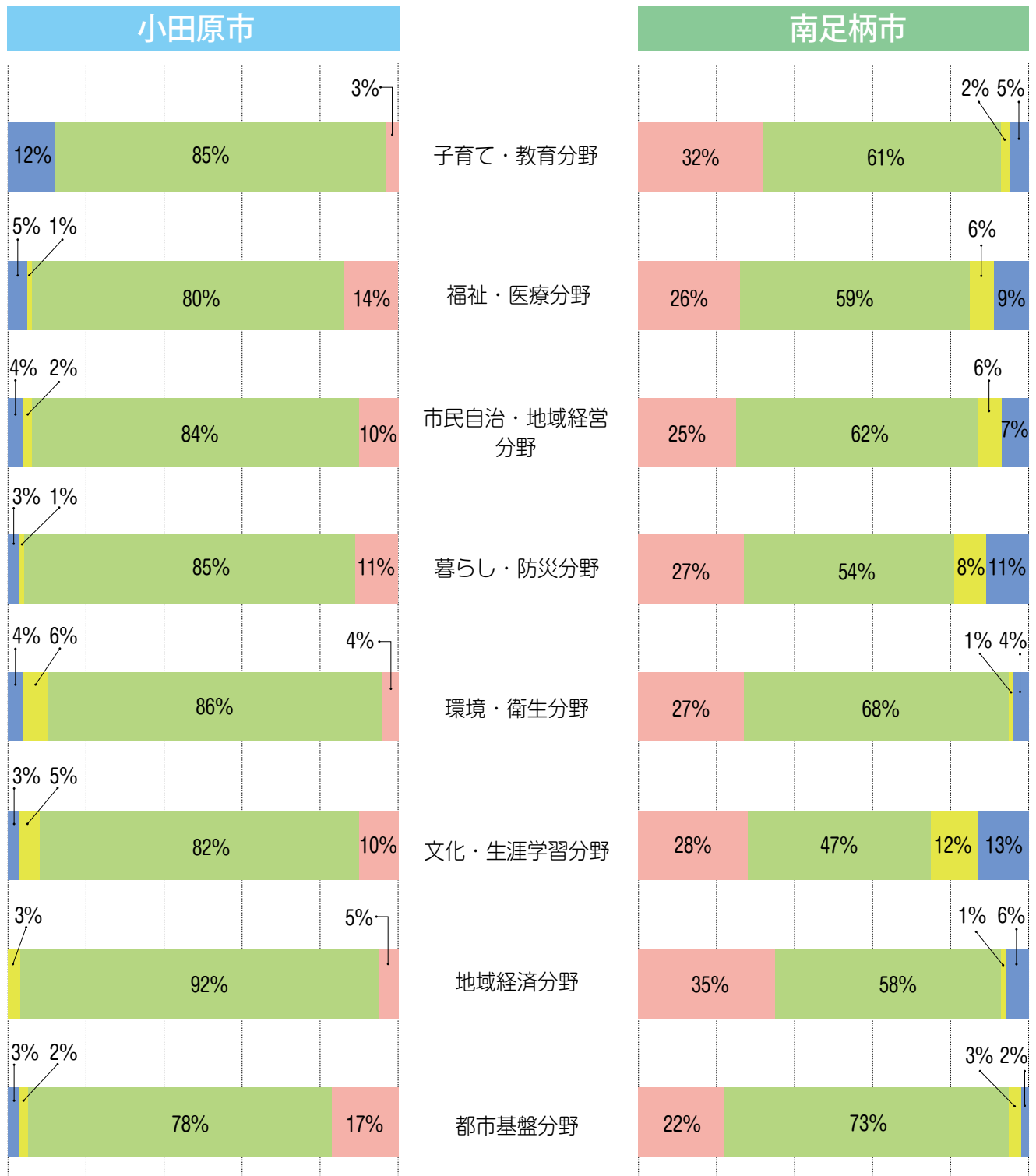
⇒多くの事業でサービスが向上します

サービス水準変化の考え方

種 類	サービスが変化する主な例	
向 上 す る	・ サービスを受けられる人が増える ・ もらえる金額が増える	・ 支払う金額が減る ・ サービスの回数が増える
低 下 す る	・ サービスを受けられる人が減る ・ もらえる金額が減る	・ 支払う金額が増える ・ サービスの回数が減る
どちらもあり得る	・ サービスを受けられる人が増えるが、もらえる金額が減る ・ 支払う金額が増えるが、サービスの回数が増える	
変 化 な し	・ サービスが現状と比べて変化しない	

サービスの変化はどの分野でも同じ傾向です。

■ 向上する ■ 変化なし ■ どちらもあり得る ■ 低下する



▶▶▶ 各分野の事務事業調整の結果について、詳しくは23～45ページをご覧ください。

合併後の 市の姿は どうなるの？



南足柄市

【人 口】 42,641人
【世帯数】 16,290世帯
【面 積】 77.12km²

※平成29年 4 月 1 日現在

小田原市

【人 口】 192,856人
【世帯数】 80,344世帯
【面 積】 113.81km²

※平成29年 4 月 1 日現在

市の名称

合併後の市の名称は
「**小田原市**」
とします。

合併の時期

「**平成32年度中**」
とします。

ただし、具体的な期日については、今後決定していきます。

合併の方式

南足柄市域を
小田原市へ編入する
「**編入合併**」
とします。

市役所の位置

本庁舎は
「**現在の小田原市役所**」
を利用します。

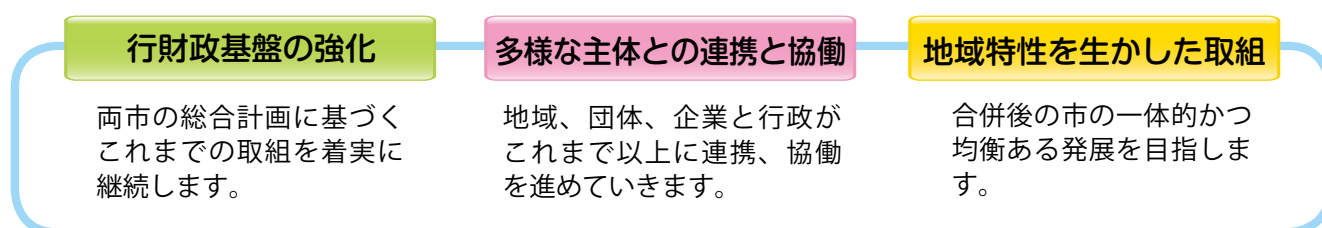
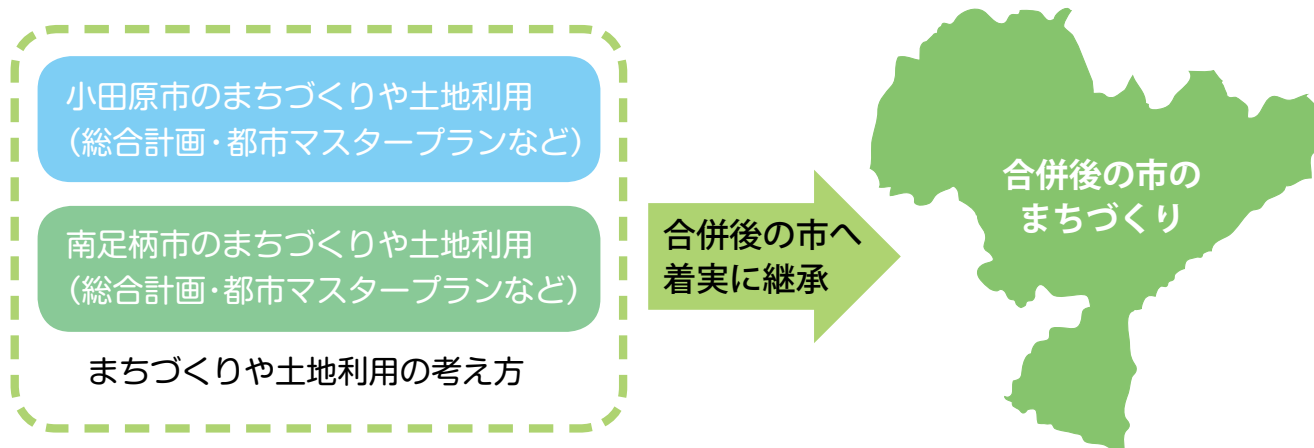
また、現在の南足柄市役所は、分庁舎として有効に活用します。

※編入される現在の南足柄市域（以下、「南足柄地域」といいます。）のまちづくりは、合併後の市に継承されます。また、合併後の南足柄地域のまちづくりに地域の声を反映させるため、地域審議会を設置します。

▶▶▶ 南足柄地域のまちづくりについて、詳しくは14～15ページをご覧ください。

▶▶▶ 市の名称の変更に伴う合併後の町名・字名の取扱いについて、詳しくは35ページをご覧ください。

これまで進めてきた両市のまちづくりや土地利用の考え方を着実に合併後の市へ継承し、**新たな活気と魅力あふれる住みよいまち**の実現を目指します。



新たな活気と魅力あふれる住みよいまちの実現

①元気と生きがいの創出と支え合いの社会づくり (福祉・医療)	②安全・安心を支える地域のつながりと協力体制の確立 (暮らしと防災・防犯)	③子どもたちが地域の中で健やかに育ち、学ぶ環境づくり (子育て・教育)
④産業の活性化と魅力の発信 (地域経済、歴史・文化)	⑤豊かな自然に囲まれ、魅力ある快適な住環境の整備 (自然環境、都市基盤)	⑥市民と行政が連携したまちづくり (市民自治・地域経営)

合併後の市ならではの取組の検討

合併後に求められる土地利用の方針や交通インフラの整備、合併したからこそできるより広域的で横断的な取組などについては、市民意向を取り入れながら十分な検討を行い、合併後の市の総合計画などに盛り込んでいくこととします。

合併後に公共施設の再編に取り組みます

▶▶▶ 合併後の公共施設再編の取組について、詳しくは19ページをご覧ください。

合併後の市の 重点的な 取組は？

重点課題への集中的な対応と、将来を見据えた全市一体的なまちづくりを合併後の市における重点的施策として推進することにより、これまで以上に効率的で効果的な行政運営を実現します。

回遊性向上による地域観光の活性化

主な取組

- ・観光推進体制の強化
- ・観光インフラ・コンテンツの充実
- ・誰もが移動しやすい交通環境づくり



連携と交流の促進による地域産業の活性化

主な取組

- ・多様な企業誘致と操業支援
- ・伝統的な地場産業の支援と育成
- ・新たなブランドの育成
- ・中心市街地のにぎわいづくり
- ・農業経営基盤の整備
- ・林業・木材産業の振興
- ・交流による小田原漁港周辺の活性化支援



自然環境の保全と防災体制の強化

主な取組

- ・森・里・川・海が「ひとつらなり」の特徴を生かした、多様な主体の連携による自然環境の保全と再生
- ・森・里・川・海オールインワンの環境先進都市としての地域ブランドの確立
- ・緑化の推進と公園の整備・管理
- ・災害時即応体制の強化
- ・地域防災力の強化
- ・災害被害軽減化の推進



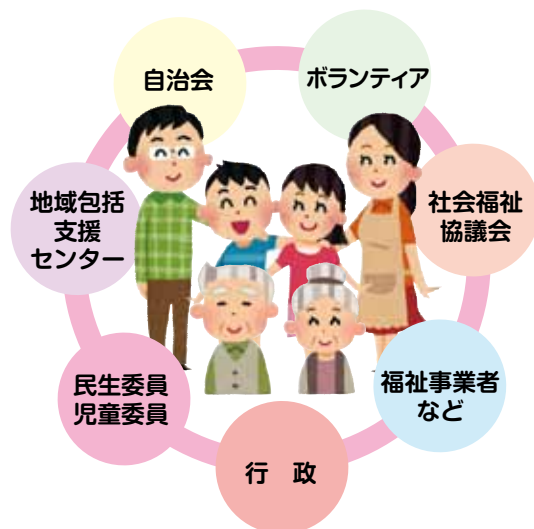
地域福祉の増進

主な取組

- ・地域包括ケア体制づくりとケアタウン構想（※）の推進
- ・高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進
- ・相談の場や情報提供の充実
- ・地域コミュニティ組織の強化

※ケアタウン構想

高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政などが一体となって支える仕組み。



子育て支援の充実

主な取組

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備
- ・子育て家庭への支援の充実
- ・幼児期の教育・保育環境の整備
- ・母子保健・医療費助成の充実



地域とともに生きる人材を育てる

主な取組

- ・地域資源を生かしたさまざまな世代の学びの場づくり
- ・子どもの多様な居場所の連携と進化
- ・体験・交流学習の充実
- ・郷土についての学びの推進
- ・地域の良さを生かした教育の推進
- ・地域とともにある学校づくりの推進
- ・地域コミュニティ組織の強化
- ・市民活動の支援
- ・スクールコミュニティ（※）の形成
- ・安全・安心な農作物の安定供給

※スクールコミュニティ

主に小学校区において、地域の多くの人々が協力し、居場所づくりや情報の共有を通じて、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てていく取組。

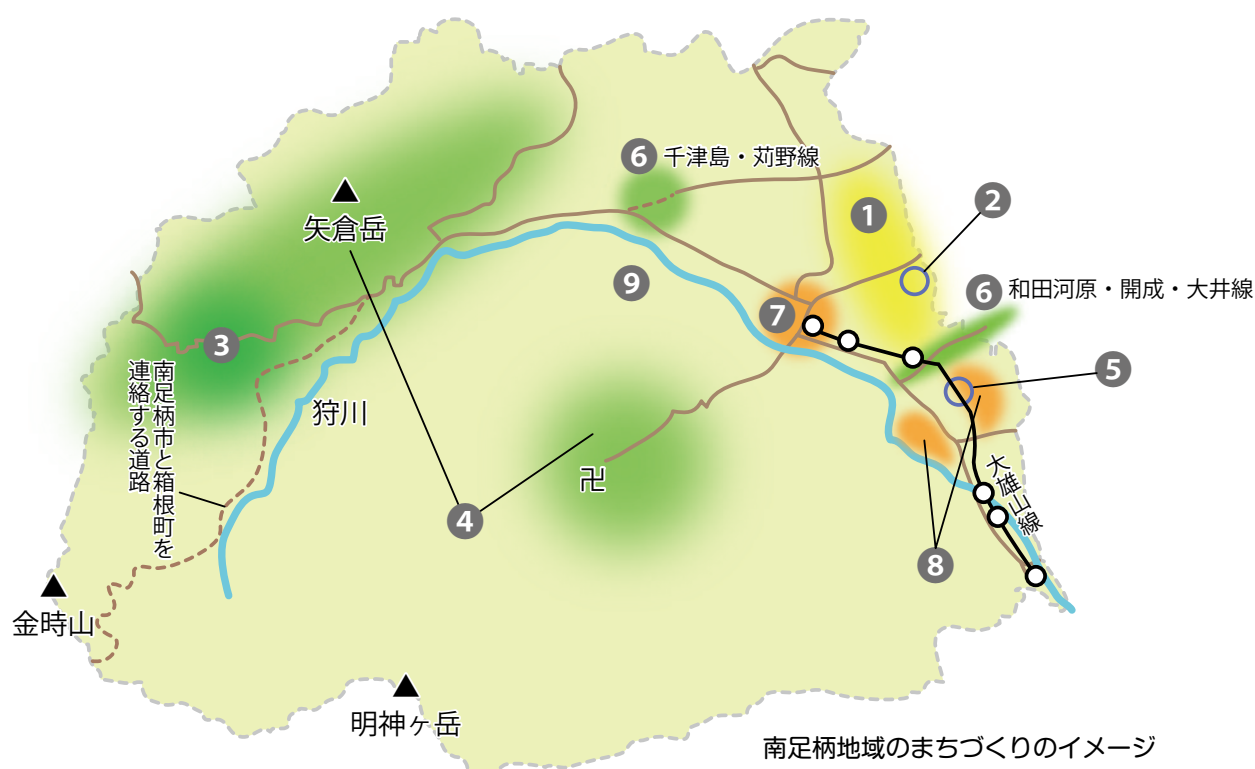


南足柄地域の まちづくりは どうなるの？

小田原市に編入される南足柄地域のまちづくりに関する各種の計画は、合併時に効力を失います。そこで、合併後の市においても引き続き南足柄地域のまちづくりを進めていくための方針や体制を定めました。

①南足柄地域のまちづくりの方針

南足柄地域のまちづくりにあたっては、南足柄市第五次総合計画を基本的に継承するという考えに立ち、南足柄市都市マスタープランなども踏まえ、これまでの歴史の中で培ってきた伝統や文化、自然環境などを守り、生かしたまちづくりを継続、推進し、合併後の市の均衡ある発展を目指します。



南足柄地域での主な取組

- ① 足柄産業集積ビレッジ構想の推進（竹松・壺下地区への企業誘致）
- ② （仮称）道の駅金太郎のふる里の整備
- ③ 地藏堂地区活性化計画の推進
- ④ 北足柄地区、最乗寺周辺地域の観光の推進
- ⑤ 大雄山線新駅の検討
- ⑥ 都市計画道路の整備推進（千津島・苅野線、和田河原・開成・大井線）
- ⑦ 大雄山駅前の活性化
- ⑧ 市街化調整区域の住居系土地利用の検討（和田河原・塚原地区、生駒地区）
- ⑨ 災害時の広域的な後方応援体制の構築（地域内の公共施設）

②地域審議会の設置

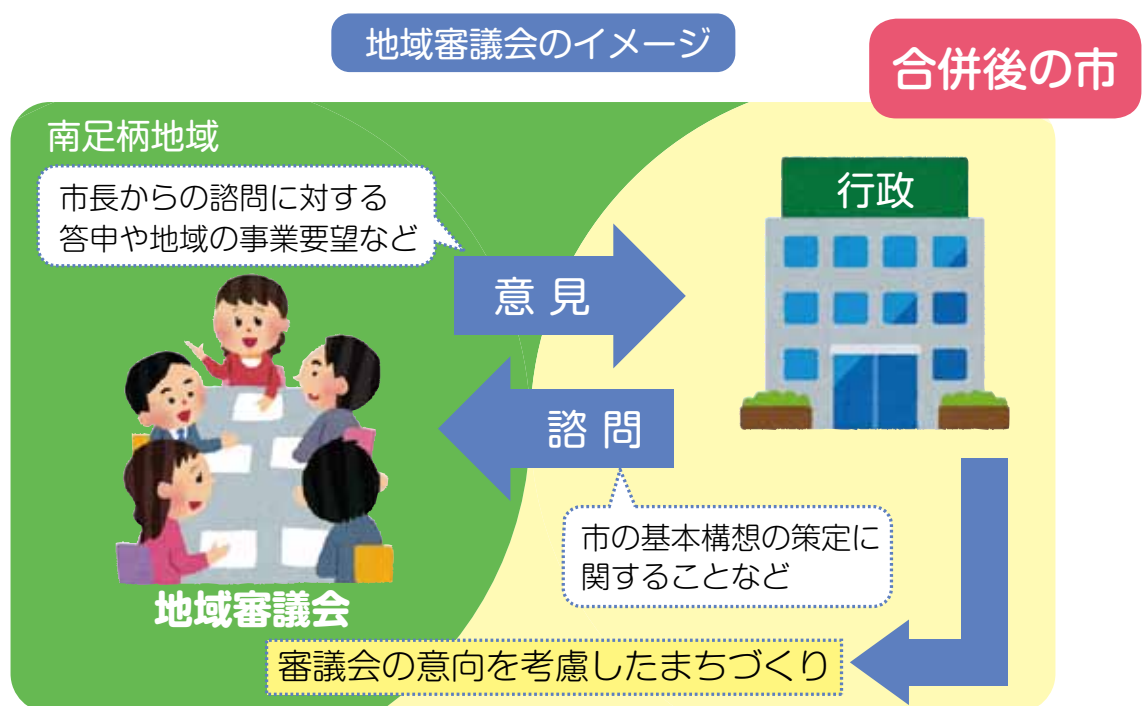
合併により市域が広大化するとともに、南足柄地域が合併後の市の一部となることに伴うさまざまな変化や不安を合併後の市がいち早く把握し、対応するためには、市民と行政との協働や市民自らの活動により、相互の連携を強化するとともに、地域の声を行政に届けることのできる体制づくりが必要となります。

そこで、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併後の市における新たなまちづくりの仕組みとして、「地域審議会」制度を導入します。

③地域審議会とは

地域審議会とは、合併により生じ得る地域・行政間の連絡調整に係る懸念や課題の解消を図ることを目的として設置する市の附属機関です。合併後の市の運営に関し、市長の諮問に応じて審議するほか、区域に係る事務のうち審議会が必要と認める事項についても審議し、市長に意見を述べるすることができます。地域審議会の組織構成、定数、任期や設置期間など運営に関して必要な事項については、今後の両市の協議により定められます。

目 的	合併により生じ得る地域・行政間の連絡調整に係る不安や課題の解消を図ること
設置区域	南足柄地域
権 限	区域に係る事務に関し、市長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき市長に意見を述べる



合併って 不安だけど デメリットは ないの？

合併には大きなメリットがありますが、一方で、市民の皆さんにとっては、愛着のある市の名前が無くなることや、さまざまな手続きが変わることなどがデメリットと感じられるかもしれません。

そうしたご不安やご不便の全てを解決することはできませんが、ここでは、両市の市民を対象に平成28年7月に実施したアンケート調査で多くの方が挙げた不安に感じることにについて、お答えします。

不安



市の名称が変わることですまざまな
手続きが必要になりますか？

回答

合併により市の名称が変更となっても、原則として官公署での手続きは、必要ありません。

また、郵便物は、当分の間、合併前の住所の記載であっても届きます。

合併時より前にマイナンバーカードを作成し、合併に伴い住所の表示に変更がある方は、合併後に、カードに記載されている住所の表示の変更手続きが必要になる場合があります。

公共料金が値上がりしたり、
サービスが低下したりしませんか？



不安

回答

一部、サービス水準が低下するものがありますが、概ね向上する、もしくは変化しません。

事務事業調整の結果、サービス水準が向上する、もしくは変化しないとされる事務事業は、小田原市民が93%、南足柄市民が89%となります。

▶▶▶ 合併後のサービス水準について、詳しくは8～9ページをご覧ください。

合併しても行政の効率化が進まず、
財政状況が悪化しませんか？



不安

回答

財政効果額は合併後10年間の累計で約150億円が見込まれます。

合併による職員数の削減や事務事業の統合などといった効率化の取組により、年間約18億円の経費の削減が可能となり、合併に伴う経費負担の増分を差し引いても、大きな財政効果が見込まれます。

▶▶▶ 合併の財政効果について、詳しくは6～7ページをご覧ください。

不安



中心部（市街地）と周辺部のまちづくりに
格差が生じませんか？

回答

市域が一体的かつ均衡ある発展をするようなまちづくりを進めます。

合併後の市のまちづくりについては、新市まちづくり計画において、これまでの両市のまちづくりを継承するという考えのもと、特徴ある地域ごとにきめ細かな取組を進め、一体的かつ均衡ある発展を目指します。

▶▶▶ 合併後の市のまちづくりについて、詳しくは10～15ページをご覧ください。

市民の声（要望など）が行政に届きにくく
なりませんか？



不安

回答

地域審議会の設置など、市民の声を行政に届けられる仕組みをつくりまします。

南足柄地域に地域審議会を設置することにより、必要な事項について市長（行政）へ要望などを届けることができます。また、現在の自治会を中心とした行政連絡機構を維持し、地域の意向を尊重したまちづくりを進めます。

▶▶▶ 南足柄地域のまちづくりについて、詳しくは14～15ページをご覧ください。

今後の手続きとスケジュール

平成
29年度

任意協議会での協議終了（平成29年8月）

協議結果に関する市民説明会などを実施

合併に関する市民意向を把握

合併を否と判断したら…
協議を終結

合併を是と判断したら…

平成
30年度
～31年度

両市議会の議決に基づき合併に関する法定協議を実施（法定協議会の設置）

法定協議会終了後
両市議会で合併の申請を議決し、県知事に合併を申請

県議会の同意

事務事業の具体的な調整など、合併に向けた準備作業を実施

県知事が合併を決定
総務大臣へ届出

平成
32年度

総務大臣告示

合 併

公共施設の適正配置に向けた検討

合併後

合併した場合のその後の取組

中核市制度の活用の検討

新たな広域連携体制の構築

公共施設再編の取組

合併した場合の その後の取組

合併により行財政基盤が強化され安定的に行政サービスを提供する体制が構築された場合は、以下の3点に取り組みます。

①公共施設の再編の取組

②権能強化策としての中核市制度の活用の検討

③中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制の構築

①公共施設の再編の取組

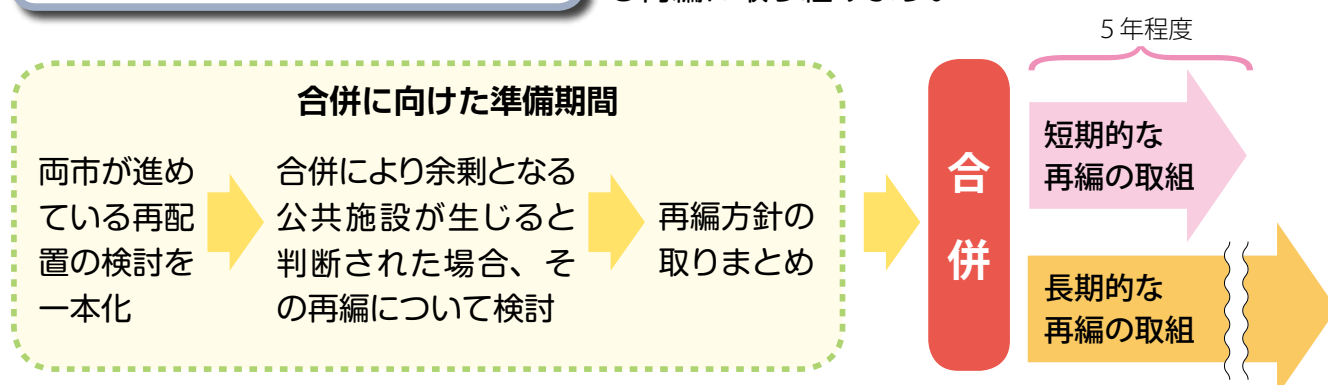
公共施設の現状は？

老朽化が進み、大規模な建替えなどを必要とする時期を迎えています。

両市では、高度経済成長期から安定成長期にかけて、人口の増加や行政需要の拡大に対応し、多くの公共施設をいわゆる「フルセット方式」で整備してきました。しかし、それらの公共施設が一斉に老朽化し、大規模な建替えを必要とする時期を迎えているとともに、利用者ニーズの変化などにより、既存の公共施設の機能や配置と市民ニーズとの間にずれが生じてきています。また、今後これらの施設を現在のまま全て維持していくことは困難であることから、公共施設のあり方を見直すことが大きな課題となっています。

公共施設はどうなるの？

市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し再編に取り組みます。



②権能強化策としての中核市制度の活用を検討

中核市ってなに？

中核市は、指定都市に次ぐ大都市制度です。



※小田原市は人口20万未満であっても平成32年3月31日までは中核市の指定を受けることができます。

中核市は一般市に比べ、保健所を設置するなど、さまざまな権限が強化されます。そのため、中核市へ移行することにより、市民にとって身近な市が、これまで以上にきめ細かな行政サービスを提供できるようになります。

全国には、平成29年4月1日現在、48の中核市があり、県庁所在地（盛岡市、宇都宮市、那覇市など）や地域の中心市（函館市、豊田市、姫路市など）が中核市になっています。

中核市になるとどうなるの？

地域の実情に合わせたサービスの提供など、さまざまな効果が見込まれます。

例えば…

母子保健

特定不妊治療費助成に係る申請を市で受理できるようになり、妊娠前から出産、子育てまで切れ目のない支援が可能となります。

小児医療費

全ての小児医療費について、市で申請と給付が可能となり、窓口が一元化されます。

民生委員

市が定数を決定でき、指揮監督や研修の実施も可能となります。

保育所

市が設置認可と指導監査を行うとともに、地域特性を踏まえた人員及び設備などの基準を制定できます。

教職員研修

地域特性を生かした教職員研修を実施できます。

身体障害者手帳

申請の受理、審査、交付などが市の窓口で一元化され、交付までの期間が短縮されます。

感染症対策

感染症発生時に、市が国・県と連携して調査・分析・処置などの対応をとることができます。



中核市になるのはいつ？

平成35～37年度ごろの移行を想定して、合併後に市民の理解を得て判断します。

市の財政に影響は？

中核市の事務を行う上で、市の財政に大きな影響はない見込みです。

保健所設置や検査機器の整備などに係る初期投資経費は、改めて精査します。

③中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制の構築

広域連携ってなに？

複数の市町村が協力し、行政サービスを提供する取組です。

両市は周辺の8町（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）などとの間で、消防の広域化や、スポーツ施設・文化施設の共同利用、斎場の広域的利用などを行い、行政の効率化や住民サービスの向上などに効果を上げています。

国においても人口減少や高齢化が進む中において、広域連携がますます重要になるとして、より使いやすい連携制度を創出し、それらを活用した連携中枢都市圏構想（※）を進めています。

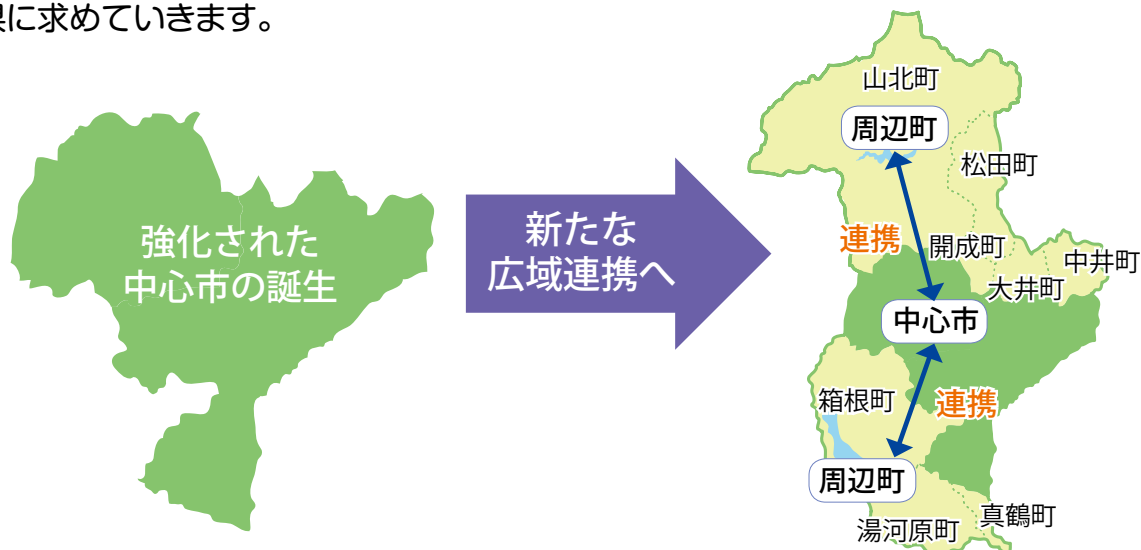
※連携中枢都市圏構想

相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするもの。現時点では両市も合併後の市も拠点となる中枢都市の要件を満たしていないため、構想の対象とならない。

これからの広域連携はどうするの？

合併などの効果を生かしつつ県西地域における新たな広域連携を検討します。

また、中心市と周辺町がより連携を深めて地域の課題に的確に対応するため、連携中枢都市圏構想に類する新たな連携制度の創設を国に要請するとともに、中心市の役割に対する支援を県に求めています。



……より継続的に より安定的に ……

- ・ 自然環境の保護や鳥獣被害対策などに係る事務
- ・ 災害対策などに係る事務 など
- ・ 交通インフラの維持強化に係る事務
- ・ 観光の振興に係る事務
- ・ 新たな産業の創出に係る事務 など

- ・ 施設整備などの財政的負担が大きく、単独市町村では事実上対応が困難な事務
- ・ 年間の処理件数が少ないもしくは事務の発生時期が数年に一度など頻度の少ない事務 など

資料編

事務事業調整の結果



合併した場合の主な事業のサービス水準を
分野ごとに紹介します。

※各事業の両市の現状は、原則として、平成28年4月1日時点を基準としています。

子育て・教育分野・・・24ページ

市民自治・地域経営分野・・・34ページ

環境・衛生分野・・・38ページ

地域経済分野・・・42ページ

福祉・医療分野・・・28ページ

暮らし・防災分野・・・36ページ

文化・生涯学習分野・・・40ページ

都市基盤分野・・・44ページ

合併後の行政体制・・・46ページ

1 子育て・教育分野

保育園保育料

合併後は小田原市の料金水準を適用します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
市民税所得割が 年額20万円の世帯	3歳以上	27,500円/月	29,000円/月	27,500円/月
	3歳未満	44,000円/月	40,000円/月	44,000円/月
市民税非課税世帯	3歳以上	2,000円/月	3,000円/月	2,000円/月
	3歳未満	3,000円/月	4,000円/月	3,000円/月
保育料最高額	3歳以上	32,000円/月	39,000円/月	32,000円/月
	3歳未満	64,000円/月	59,000円/月	64,000円/月

※両市の現況は、平成29年4月1日現在の料金です。

※市民税所得割が年額20万円の世帯は小田原市の保育園保育料区分で最も多い階層です。

※南足柄市の保育料は、平成29年9月に料金が改定され、上記の金額よりも高くなっている世帯があります。

子育て支援サービス事業

子育て支援の施設数は現状と変わりませんが、地域子育てひろば（サロン）の運営形態は市からの委託となり、南足柄市に設置されているサロンには新たに市からの委託金が支給されます。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
子育て支援センター		4 か所	1 か所	5 か所
出張ひろば		0 か所	2 か所	2 か所
地域子育てひろば （サロン）	箇所数	23か所	3 か所	26か所
	運営形態	市からの委託	自主運営	市からの委託

※両市の現況は、平成29年4月1日現在の状況です。

小児医療費助成事業

南足柄市民は助成を受けられる方が増加します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
支給対象年齢（通院）	中学校卒業まで	小学校4年生まで	中学校卒業まで
支給対象年齢（入院）	中学校卒業まで		中学校卒業まで
所得制限	小学校就学後からあり	1歳からあり	小学校就学後からあり

※両市の現況は、平成29年4月1日現在の状況です。

※南足柄市の支給対象年齢（通院）は、平成29年10月から中学校卒業までに拡大されますが、中学生については、「市民税非課税相当の保護者のみ」という所得制限があります。

ひとり親家庭に対する支援事業

母子及び父子家庭生活資金貸付事業は、神奈川県に同種の事業があるため廃止します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
ひとり親家庭等医療費助成事業		あり		あり
母子家庭等自立支援 教育訓練給付事業	教育訓練給付金 の受給資格を有 しない方	経費の 6 割を給付 (上限20万円)		経費の 6 割を給付 (上限20万円)
	教育訓練給付金 の受給資格を有 する方	経費の 4 割を給付 (上限20万円)		経費の 4 割を給付 (上限20万円)
母子及び父子家庭生活資金貸付事業		なし	上限20万円の貸付	廃止

※両市の現況は、平成29年 4 月 1 日現在の状況です。

私立幼稚園就園費補助事業

両市とも国で定める基準額を補助していることから、合併後も国で定める基準額を補助し、引き続き保護者の経済的負担を軽減します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
補助金額	国で定める基準		国で定める基準



● 保育料はどのように決定されるの？

A

保育料は、市町村ごとに住民税などの負担区分に応じて、国の基準なども参考にしながら決定します。

なお、公立幼稚園保育料も国の制度変更に伴い、小田原市では平成27年度に改定し、南足柄市は平成30年度に改定します。

就学援助事業

南足柄市の準要保護世帯への援助は、学用品費及び通学用品費の額が2倍となり、眼鏡代が新たに支給されます。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
要保護世帯への援助		修学旅行費のみ		修学旅行費のみ
準要保護世帯への援助	対象世帯	生活保護基準の1.3倍以内		生活保護基準の1.3倍以内
	学用品費等の支給額	国の単価と同額	学用品費、通学用品費は国単価の半額 それ以外は国の単価と同額	国の単価と同額
	給食費の支給額	徴収額相当		徴収額相当
	医療費の支給額	実費相当		実費相当
	その他の支給	眼鏡代の支給	なし	眼鏡代の支給

放課後児童クラブ・学童保育運営事業

合併時は両市の運営方法を継続しますが、合併から5年後に市による運営とします。その結果、南足柄市民にとっては、対象学年が拡大し、月額負担金も軽減されます。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
運営形態	市による運営	保護者会が運営 (一部NPO法人に委託)	合併後5年を目途に、市による運営とする。
対象学年	小学校1～6年生	小学校1～4年生	小学校1～6年生
保護者月額負担金	7,000円	9,500円～12,500円 (おやつ代を含む)	7,000円
生活保護世帯・就学援助認定世帯への支援	負担金の減免	負担金に対して市からの補助	負担金の減免

教育相談等充実事業

小田原市のみに配置されている専任相談員や指導員が南足柄市の児童・生徒への相談・指導にも対応するため、南足柄市民への相談体制が強化されます。また、教育相談指導学級の設置や不登校生徒訪問相談員・校内支援員の配置を両市とも引き続き行い、不登校対策への支援を合併後も行っていきます。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
教育相談員などの配置	教育相談員 3人 心理相談員 2人	専任スタッフなし	教育相談員 3人 心理相談員 2人
生徒指導員の配置	生徒指導員 5人	なし	生徒指導員 7人
教育相談指導学級	2 箇所	1 箇所	3 箇所
不登校生徒訪問相談員の配置校	7 校	3 校	14校
校内支援員の配置校	6 校	3 校	7 校

教育スタッフ配置事業

小田原市のみを設置されているスタディサポートスタッフや少人数指導スタッフが南足柄市内の学校にも配置されるため、きめ細かな指導が強化されます。また、外国語教育の充実や教育上の配慮を必要とする児童・生徒に対する個別支援は、合併後も引き続き行っていきます。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
スタディサポートスタッフの配置（小学校1年生・2年生）	30人を超え35人以下の学級がある学年に1人	なし	30人を超え35人以下の学級がある学年に1人
少人数指導スタッフ配置（小学校3年生～6年生）	35人以上の学級数が多い学校から順次配置	なし	35人以上の学級数が多い学校から順次配置
外国人英語指導助手の配置	6人	3人	合併前の両市の予算額の範囲内で引き続き配置
個別指導員・ステップアップサポーターの配置	81人	22人	合併前の両市の予算額の範囲内で引き続き配置

高等学校奨学金給付事業

南足柄市の高校生も新たに奨学金給付対象者となります。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
給付額	年額30,000円	事業休止中	年額30,000円
給付予定人数	100人／年		100人／年



子育て・教育分野について、南足柄市民はサービス水準が向上するけど、小田原市民にとってはどうなるの？

A

小田原市民にとって、サービス水準が向上する事業は多くありませんが、ほとんどの事業について現状を維持していきますし、サービス水準が低下するおそれがある事業についても、実質的にサービス水準を低下させないように工夫して事業を実施していきます。

また、合併後の市では、子育て・教育分野を重視して施策を展開し、手厚いサービスを提供できるよう努めていきます。

2 福祉・医療分野

国民健康保険料・国民健康保険税

保険料は両市民の平均値となるように設定します。南足柄市民は、平等割の割合が低下するため、低所得世帯及び扶養家族が多い世帯の保険料が軽減されます。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
名 称		国民健康保険料	国民健康保険税	国民健康保険料
賦課割合	所得割	55%	50%相当	55%
	均等割	30%	30%相当	30%
	平等割	15%	20%相当	15%
一人あたり保険料(税)		102,776円／年	108,387円／年	103,759円／年

介護保険料

介護保険料の水準は、介護保険事業計画期間（3年間）の被保険者数とサービスに係る費用の見込額から算定されるため、それらを基に、新たな水準として設定します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
基準額	60,720円／年	54,700円／年	新たな水準に設定
所得段階数	13段階	11段階	新たな水準に設定
最高料率	2.1	2.0	新たな水準に設定



保険料はどのように設定されるの？

A

国民健康保険も介護保険も、事業運営に必要な経費を算出し、そのために必要な収入を確保できるように保険料を設定しています。

高齢者生活支援事業

緊急通報システム事業は合併後も引き続き行っていますが、南足柄市民は費用負担が発生する方がいます。配食サービス事業も引き続き行っていますが、南足柄市民は配食の回数が増加する一方、1食あたりの費用負担は増加します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
緊急通報システム事業	対象者	要介護3以上の方で、満65歳以上のひとり暮らしの方又は満65歳以上の方のみで構成されている世帯の方	慢性疾患等により日常注意を要する状態にあるおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者	要介護3以上の方で、満65歳以上のひとり暮らしの方又は満65歳以上の方のみで構成されている世帯の方
	費用負担	月100円程度の通信料	費用の0%～30%を負担する	月100円程度の通信料
配食サービス事業	対象者	65歳以上の介護保険被保険者で市内ひとり暮らし又は高齢者世帯に属している栄養状態の改善が必要と認められる方	おむね65歳以上の介護保険被保険者で市内ひとり暮らし又は高齢者世帯であり、調理することが困難であり、かつ、扶養義務者等から食事の提供を受けることが困難な方	65歳以上の介護保険被保険者で市内ひとり暮らし又は高齢者世帯に属している栄養状態の改善が必要と認められる方
	回数	週6回（月～土曜日）	週4回（月～土曜日）	週6回（月～土曜日）
	費用負担	1食500円	1食400円	1食500円

高齢者の生きがづくり事業

小田原市で実施している敬老祝品の贈呈と、はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業は廃止します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
敬老祝金等贈呈事業	祝金対象年齢及び贈呈額	88歳 5,000円 99歳 10,000円 100歳 30,000円	100歳 50,000円	100歳 50,000円
	祝品対象者	男女別の最高齢者、100歳到達者、結婚60・70年を迎える夫婦	なし	廃止
はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業	対象者	70歳以上の方	なし	廃止

※小田原市において、99歳に対する祝金の贈呈は平成29年度から廃止されています。

障がい児者手当支給事業

両市の独自の手当を合併後も引き続き支給します。その結果、どちらの手当も受給対象者が拡大します。ただし、支給額が減額となる方もいます。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
心身障害児福祉手当	対象年齢	20歳未満	なし	20歳未満
	障害程度	身体障害者 1～4級 知的障害者 A1・2及びB1 精神障害者 1・2級		身体障害者 1～4級 知的障害者 A1・2及びB1 精神障害者 1・2級
	給付額	2,000円／月 (生活困窮者は3,000円／月)		2,000円／月
重度障害者等福祉年金補助金	対象年齢	なし	65歳未満	65歳未満
	障害程度		神奈川県在宅重度障害者等手当を受給する方	神奈川県在宅重度障害者等手当を受給する方
	給付額		12,000円／年	12,000円から給付額を減額して支給

重度障がい者医療費助成事業

所得制限がなくなるので、南足柄市民は助成対象者が増加します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
対象者	身体障害者1・2級、知的障害者A1・2 精神障害者1級 身体障害者3級かつ知的障害者B1		身体障害者1・2級、知的障害者A1・2 精神障害者1級 身体障害者3級かつ知的障害者B1
所得制限	なし	あり	なし



障がい者移動支援事業

南足柄市民は、タクシー利用券の配布枚数が増加し、施設に通所する際にも交通費の助成が受けられるようになります。なお、南足柄市のみで行われている重度身体障害者自動車燃料費助成事業は廃止します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
障がい者 福祉タクシー 助成事業	タクシー利用券 配布枚数	4枚／月 (腎臓機能障害の方は 6枚／月)	3枚／月 (腎臓機能障害の方は 6枚／月)	4枚／月 (腎臓機能障害の方は 6枚／月)
	対象者	身体障害者1・2級 (2級は聴覚障害・上肢の 肢体不自由を除く) 知的障害者A1・2 精神障害者1級 身体障害者3級かつ知的 障害者B1 特定疾患医療受給者証 所持者 小児特定疾患医療給付 決定通知書所持者	身体障害者1・2級 知的障害者A1・2 精神障害者1級 特定疾患医療受給者証 所持者	身体障害者1・2級 (2級は聴覚障害・上肢の 肢体不自由を除く) 知的障害者A1・2 精神障害者1級 身体障害者3級かつ知的 障害者B1 特定疾患医療受給者証 所持者 小児特定疾患医療給付 決定通知書所持者
	所得制限	なし	市民税非課税世帯のみ	なし
	助成額		50円／リットル (限度額2,000円／月)	
重度身体障害者 自動車燃料費 助成事業	対象者	なし	身体障害者1・2級	廃止
	所得制限		市民税非課税世帯のみ	
	助成額	バス・電車など…定期 代・運賃の全額 自家用車など…日額150 円～250円		バス・電車など…定期 代・運賃の全額 自家用車など…日額150 円～250円
障がい者施設等 通所者交通費 助成	対象者	就労移行支援事業所、 指定就労継続支援A・ B型事業所、自立訓 練・生活介護事業所、 地域活動支援センター に通所する方	なし	就労移行支援事業所、 指定就労継続支援A・ B型事業所、自立訓 練・生活介護事業所、 地域活動支援センター に通所する方

各種がん検診等事業

小田原市民は、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診が集団検診で受けられるようになります。南足柄市民は、胃がん検診が医療機関で受けられなくなり、乳がん検診及び前立腺がん検診の対象年齢が引き上げられますが、胃がんリスク検診を新たに受けられるようになります。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
胃がん検診	実施方法	集団検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診のみ
	対象者	40歳以上		40歳以上
胃がんリスク検診	実施方法	個別検診のみ	なし	個別検診のみ
	対象者	40・45・50・55・60・65・70歳		40・45・50・55・60・65・70歳
肺がん検診	実施方法	医療機関での検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	40歳以上		40歳以上
大腸がん検診	実施方法	医療機関での検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	40歳以上		40歳以上
乳がん検診	実施方法	集団検診及び医療機関での検診		集団検診及び医療機関での検診
	対象者	40歳以上の女性	30歳以上の女性	40歳以上の女性
子宮がん検診	実施方法	集団検診及び医療機関での検診		集団検診及び医療機関での検診
	対象者	20歳以上の女性		20歳以上の女性
前立腺がん検診	実施方法	医療機関での検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	50歳以上の男性	40歳以上の男性	50歳以上の男性
肝炎ウイルス検診	実施方法	医療機関での検診のみ	集団検診及び医療機関での検診	集団検診及び医療機関での検診
	対象者	40歳以上の未受診者		40歳以上の未受診者

特定不妊治療費助成事業

小田原市民も新たに助成を受けられるようになります。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
対象者	なし	神奈川県による特定不妊治療の助成を受けている方	神奈川県による特定不妊治療の助成を受けている方
助成額		最高100,000円／回	最高100,000円／回

乳幼児健診事業

8～9か月児健診・お誕生前健診は、対象年齢を拡大するため、両市民ともに受けられる機会が増加します。2歳児については南足柄市民も新たに歯科健診を受けられるようになります。3歳児健診は南足柄市民の対象年齢を変更します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
4か月児健診・3か月児健診	4か月児		4か月児
8～9か月児健診・お誕生前健診	8～9か月児 個別健診	10～11か月児 個別健診	8～11か月児 個別健診
1歳6か月児健診	1歳6か月児		1歳6か月児
2歳児歯科健診・指導	2歳1か月児 歯科健診を実施	2歳1か月児 歯科指導を実施	2歳1か月児 歯科健診を実施
3歳児健診	3歳6か月児	3歳1か月児	3歳6か月児

市立病院各種利用料

市立病院の各種利用料のうち特別入院室料及び助産料は、市内居住者と市外居住者として負担額が違います。南足柄市民は、合併後は負担額が減少します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
特別入院室料（日額）	各室に応じて 1,940円～12,960円	各室に応じて 2,910円～19,440円	各室に応じて 1,940円～12,960円
助産料	66,000円	110,000円	66,000円



がん集団検診・乳幼児健診は、小田原市の保健センターでも南足柄市の保健医療福祉センターでも受けることができるの？

A

今までどおりどちらの施設でも受けることができます。

3 市民自治・地域経営分野

戸籍・住民票関係証明手数料

証明手数料は、合併後も変わりません。ただし、印鑑登録証の再交付について、小田原市民は手数料の負担が生じることとなります。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
住民票の写し	300円		300円
住民基本台帳の一部の閲覧	300円		300円
個人番号カード再交付	800円		800円
戸籍の附票の写し	300円		300円
戸籍謄本又は抄本	450円		450円
除籍謄本又は抄本	750円		750円
届出受理証明	350円		350円
届出記載事項証明	350円		350円
印鑑登録証明書	300円		300円
印鑑登録証再交付	※	300円	300円

※小田原市は現状、印鑑登録証の再交付を行っていません。

広報紙発行事業

広報紙は、A4 判より大きい規格のタブロイド判となります。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
1ヶ月の発行回数	1回		1回
規 格	タブロイド判	A 4 判	タブロイド判

※両市の現況は、平成29年5月現在です。

自治会活動助成等事業

合併時は両市における単位自治会活動の助成をそのまま維持しますが、合併後に小田原市の方式を基本として調整します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
行政文書の配布、回覧・ポスターの掲示など	委託料が支給される	委託事業ではない	合併時は現行どおりとし、合併後に小田原市の事務処理方式を基本として調整する。
市広報紙の配布	委託料が支給される	委託事業ではない	
自治会組織活動交付金	支給されない	支給される	

市 税

両市の市税は、入湯税を除き同じ税率であるため、両市民の負担額は変わりません。なお、納期及び減免基準に一部変更があります。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
個人市民税	均等割	3,500円		3,500円
	所得割	6 %		6 %
法人市民税	均等割	標準税率を適用		標準税率を適用
	法人税割	9.7～12.1%		9.7～12.1%
軽自動車税	税率	標準税率を適用		標準税率を適用
固定資産税	税率	1.4%		1.4%
都市計画税	税率	0.2%		0.2%
市たばこ税	税率	国が定める税率		国が定める税率
入湯税	税率(宿泊を伴う)	150円		150円
	税率(宿泊を伴わない)	100円（入湯料金1,200円以下の場合は課税免除）	課税免除	100円（入湯料金1,200円以下の場合は課税免除）

町名・字名

合併前の小田原市の区域における町または字の名称は現行のとおりとし、合併前の南足柄市の区域における字の名称は、合併時までに変更の必要性について検討します。ただし、小田原市と南足柄市において類似する字の名称は、地域住民の意向を踏まえ、合併時に変更を行うよう調整します。

区 分	合併後
小田原市の町名・字名	現行のとおり
南足柄市の字名	合併時までに変更の必要性について検討

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
類似する字の名称	北ノ窪	北窪	変更を行うよう調整

現在の南足柄市における表示例

①字名を変更しない場合

②字名を変更する場合（一例）

〈現在〉

南足柄市〇〇 ⇒

南足柄市〇〇 ⇒

〈合併後〉

小田原市〇〇

小田原市南足柄〇〇

Q

自治会組織は、小田原市と南足柄市とでどう違うの？

A

小田原市は単位自治会数が253と多いため、複数の自治会を束ねて、26の地区自治会連合会を形成しています。南足柄市は、34の単位自治会が個々に活動しています。合併後は自治会組織の一体化ができるように各自治会に働きかけていきます。

4 暮らし・防災分野

防災情報伝達事業

防災行政無線及び戸別受信機は、合併後も引き続き利用できます。ただし、戸別受信機の設置補助は廃止します。その他の防災情報伝達手段について、南足柄市民は防災情報を入手する手段が増えます。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
防災行政無線	設置数	222局	55局	277局
	設置補助金	なし	18,343円／台	廃止
戸別受信機	設置数	535機	7,515機	8,050機
	設置補助金	なし	18,343円／台	廃止
テレビ神奈川データ放送		あり	あり	あり
ジェイコム小田原データ放送		あり	あり	あり
市ホームページ		あり	あり	あり
緊急速報メール		あり	あり	あり
災害情報配信システム		あり	なし	あり
テレホンサービス		あり	なし	あり
FMおだわら防災行政無線割り込みシステム		あり	なし	あり
ジェイコム小田原再送信告知放送		あり	なし	あり

※南足柄市の戸別受信機設置に対する補助は、現在休止しています。

自主防災組織育成事業

南足柄市内の自主防災組織などに対する補助金額が増加し、より充実した資機材の整備、防災訓練の実施が図られます。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
防災訓練に対する補助	世帯数に応じ 40,000円～105,000円	なし	世帯数に応じ 40,000円～105,000円
防災資機材購入に対する補助	購入金額の4／5 (限度額あり)	購入金額の1／2 (限度額あり)	購入金額の4／5 (限度額あり)

※南足柄市の防災資機材購入に対する補助は、現在休止しています。

木造住宅耐震化推進事業

南足柄市民は、補助金額が増加します。

区 分		小田原市		南足柄市	合併後	
木造住宅 耐震診断費 補助事業	世帯区分	一般世帯	高齢者世帯	世帯による区分はありません。	一般世帯	高齢者世帯
	補助金額	費用の2／3	費用の10／10	費用の1／2	費用の2／3	費用の10／10
	限度額	60,000円	90,000円	30,000円	60,000円	90,000円
木造住宅 耐震改修費 補助事業	設計・工事監理 費に対する補助	費用の2／3 限度額15万円		両費用の合計額の1／2 限度額40万円	費用の2／3 限度額15万円	
	改修費に対する 補助	費用の1／2 限度額55万円			費用の1／2 限度額55万円	

市民相談事業

南足柄市民は、一般市民相談を受けられる日数が増加し、その他の特別相談の種類も増加します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
一般市民相談	休日を除く毎日	週3日(月・水・木曜日)	休日を除く毎日
法律相談	毎週水曜日	1か月に1回	毎週水曜日
心配ごと相談	毎週月曜日	なし	毎週月曜日
司法書士相談	毎月第2木曜日	なし	毎月第2木曜日
税務相談	毎月第3火曜日	1か月に1回	毎月第3火曜日
行政苦情相談	毎月第3木曜日	1か月に1回	毎月第3木曜日
宅地建物取引相談	毎月第4木曜日	2か月に1回	毎月第4木曜日
人権擁護相談	毎月第2火曜日	1か月に1回	毎月第2火曜日
行政書士相談	毎月第3土曜日	なし	毎月第3土曜日

女性相談事業

相談員による相談は両市とも週4日行っていますが、合併後は週5日となります。南足柄市のみで行っている女性弁護士による法律相談は、合併後も継続するため、小田原市民の利便性が向上します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
相談員による相談	日 数	週 4 日	週 5 日
	相談員数	1 人／日	2 人／日
女性弁護士による法律相談	なし	月 1 日	月 1 日

消防団

消防団は、合併後3年をめどに1団体制とします。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
消防団の組織	1団23分団(女性分団1)	1団9分団	合併後3年をめどに1団32分団とする。

Q

合併したら消防団の役割は変わるの？

A

組織は統合しますが、災害時の消火活動・救助活動や地域に対する防災活動を引き続き行い、地域に密着した活動を継続していきます。

5 環境・衛生分野

ごみ処理手数料等

南足柄市民は、ごみの重さによりごみの焼却施設への持込手数料が増えることもあれば減ることもあります。ペットの死体の焼却は小田原市の動物専用炉を使用し、南足柄市民は、持込みの場合手数料が増えますが、収集の場合手数料が減ります。大型ごみの収集は、小田原市民の手数料が増加します。家電リサイクル品は持込みも収集も取り扱うことになるため、小田原市民の利便性が向上します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
ごみの持込み（大型ごみを含む）		25円/kg	240円/10kg	25円/kg
ペットの死体の焼却	持込み	1,700円/匹	1,200円/匹	1,700円/匹
	収集	3,400円/匹	3,500円/匹	3,400円/匹
	動物専用炉	あり	なし	あり
大型ごみの収集		1,000円/個	1,200円/個	1,200円/個
家電リサイクル品 （冷蔵庫、洗濯機、 テレビ、エアコン）	持込み	行っていない	1,200円/個	1,200円/個
	収集	行っていない	2,400円/個	2,400円/個

ごみの分別・収集事業

合併時は、それぞれの市の分別区分及び収集頻度を継続します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
分別区分		9 分別18品目	6 分別21分類	合併時は、それぞれの市の分別区分及び収集頻度を継続する。
収集頻度	可燃ごみ	2 回／週		
	剪定枝	可燃ごみとして処理	戸別収集（無料）	
	紙・布類	2 回／月	1 回／週	
	ペットボトル	2 回／月	1 回／週	
	プラスチック製容器包装	1 回／週		
	不燃ごみ	1 回／月		
	かん類	1 回／月		
	びん類	1 回／月		
	スプレー缶など	1 回／月		
	大型ごみ	戸別収集（有料）		

し尿収集事業

し尿収集の手数料は、小田原市民の負担が増えます。くみ取り回数は、南足柄市民の利便性が向上します。
浄化槽の清掃や汚泥の収集は、市が許可した業者が行います。そのため、小田原市民は費用を業者に直接支払うこととなります。

区分		小田原市	南足柄市	合併後
し尿の収集	収集の形態	市が業者委託により行う。		市が業者委託により行う。
	一般的な家庭における手数料	120円／世帯 260円／人員数	130円／世帯 280円／人員数	130円／世帯 280円／人員数
	くみ取り回数	世帯人員数により 1～3回／月	1回／月	世帯人員数により 1～3回／月
浄化槽の清掃 や汚泥の収集	処理方式	市から委託された業者による。	市が許可した業者による。	市が許可した業者による。
	費用支払先	市に手数料を支払う。	業者に処理費用を支払う。	業者に処理費用を支払う。

霊園運営事業

久野霊園の新規使用は小田原市民に限られているため、合併後は南足柄市民も使用できるようになります。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
久野霊園墳墓使用料	4平方メートル	525,000円	使用できない	525,000円
	6平方メートル	787,000円		787,000円

※久野霊園は使用料と別に年間管理料がかかります。



ごみの出し方は今までと変わらないの？

A

両市でごみの出し方に違いがありますが、合併時は今の体制を維持して、収集方法を変えないようにします。

なお、可燃ごみについては指定ごみ袋を使用し、合併後も引き続き4種類（45リットル・30リットル・20リットル・10リットル）を販売します。

6 文化・生涯学習分野

姉妹都市交流事業

両市が姉妹都市として交流している都市とは、合併後も引き続き交流を行っていきます。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
国内姉妹都市	日光市	なし	合併後も両市の交流を引き続き行う。
海外姉妹都市	アメリカ合衆国チュラピスタ市	オランダ王国ティルブルグ市	

※小田原市は平成28年10月に八王子市、寄居町と姉妹都市提携を新たに行いました。

生涯学習施設運営事業

合併時点において両市で運営している生涯学習施設は、合併後の市に引き継がれます。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
図書館	設置数 2 分館 4	設置数 1 分室 1	合併時に運営している図書館、分館、分室を合併後の市に引き継ぐ。
博物館等	郷土文化館(分館松永記念館を含む)、尊徳記念館、文学館	郷土資料館	合併時に運営している博物館などを合併後の市に引き継ぐ。
生涯学習拠点施設	生涯学習センター 本館 1 学習館 1 分館 5	中部公民館 1	合併時に運営している施設を合併後の市に引き継ぐ。
スポーツ施設	総合文化体育館 テニスガーデン 御幸の浜プール 城山陸上競技場 城山庭球場 小峰庭球場 城内弓道場 小田原球場 上府中スポーツ広場	体育センター 総合グラウンド 大口河川敷グラウンド 広町パークゴルフ場 大口河川敷パークゴルフ場 運動公園	合併時に運営している施設を合併後の市に引き継ぐ。



スポーツイベント開催事業

スポーツイベントのうち、ウォーキング大会は両市のイベントを統合して開催します。その他のイベントは、同様のイベントを引き続き行っています。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
ウォーキング大会	城下町おだわらツーデーマーチ	金太郎ウォーク	両大会を統合して開催する。
その他のイベント	おだわら駅伝競走大会 小田原市民総合体育大会 スポーツフェスティバル おだわらキッズマラソン大会 おだわらスポーツ&レクリエーションフェスティバル	南足柄市制記念駅伝競走大会 南足柄市総合体育大会 南足柄市少年スポーツ大会 南足柄市にこにこ走ろう大会 南足柄市スポーツフェスティバル 南足柄市長杯パークゴルフ大会	同様のイベントを引き続き行う。

学校施設開放事業

登録団体に対する学校施設の開放は、原則として現行の利用箇所数、利用料を継続します。ただし、体育館の利用料は無料とするため、南足柄市民の利便性が向上します。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
体育館	実施校数	36校	9校
	利用料	無料	200円／時間
運動場 (夜間照明なし)	実施校数	1校	6校
	利用料	無料	
運動場 (夜間照明あり)	実施校数	3校	2校
	利用料	2,600～5,000円／2時間	2,500～3,000円／回
料金は現行どおりとする。			



合併すると施設がなくなったりしないの？

A

施設をなくすかどうかは、合併とは直接関係ありません。合併しても必要な施設であれば残していきますし、合併しなくても不要な施設であれば廃止の検討をしていきます。ただし、市の財政状況が悪くなれば、必要な施設であっても統廃合を検討しなければならないこともあり得ます。

現在、両市ともに施設の再編計画を検討していますが、合併する場合はこの計画を基本に、より使いやすい施設のあり方を検討していきます。

7 地域経済分野

中小企業支援事業

南足柄市内の中小企業に対する融資は、限度額及び貸付利率が有利となります。また、神奈川県信用保証協会に支払う信用保証料への補助額も増加します。中小企業退職金共済制度加入者への掛金の補助は廃止します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
中小企業への融資	限度額	3千万円	運転資金 1千万円 設備資金 3千万円	3千万円
	貸付利率	1.9%	1.9～2.4%	1.9%
	返済期間	7年以内	5～10年以内	7年以内
中小企業信用保証料補助金		上限額 6万～15万円 (融資の種類によって 上限額は異なります。)	上限額 5万円	上限額 6万～15万円 (融資の種類によって 上限額は異なります。)
中小企業退職金共済制度加入補助金		なし	掛金の10%以内	廃止

就職・勤労者支援事業

就職情報提供事業の充実及び就職面接会事業の実施により、南足柄市民の就職に対する利便性が向上します。勤労者生活資金貸付事業については、南足柄市民の貸付の条件が向上します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
就職情報提供事業		ホームページによる提供 市役所窓口での提供	市役所窓口での提供	ホームページによる提供 市役所窓口での提供
就職面接会事業		あり	なし	あり
勤労者生活資金貸付事業	限度額	200万～300万円	150万円	200万～300万円
	返済期間	7年～10年以内	5年以内	7年～10年以内

観光振興イベント補助事業

両市が行っている観光振興イベントへの補助は、引き続き行っています。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
実行委員会へ補助するイベント	小田原城あじさい花菖蒲まつり	足柄金太郎まつり	両市のイベントに対する補助を引き続き行う。
観光協会へ補助するイベント	小田原桜まつり 小田原北條五代祭り 小田原ちょうちん夏まつり 小田原酒匂川花火大会 忍者の里風魔まつり 一夜城まつり 小田原城菊花展 小田原梅まつり 流鏝馬	夕日の滝びらき 足柄峠笛まつり 観光写真コンクール 花まつり(稚児行列)	両市のイベントに対する補助を引き続き行う。



農業振興補助事業

南足柄市民は、農業振興に対する補助金や利子補給金を受けられる制度が増えます。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
新規就農者就学支援事業補助金	あり	なし	あり
新規就農者支援事業補助金	あり		あり
定年帰農者農業支援事業奨励金	あり	なし	あり
小田原市農業後継者対策資金融資利子補給金	あり	なし	あり
小田原市認定農業者対策資金融資利子補給金	あり	なし	あり
農業近代化資金融資利子補給金・農業振興資金利子補給金	あり		あり
農作物災害助成資金緊急融資利子補給金・農業災害対策資金利子補給金	あり		あり

8 都市基盤分野

水道料金・下水道使用料

合併時は両市の水道料金・下水道使用料を据え置き、合併後3年までに改定します。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
使用水量16立方メートルの場合	家庭用水道料金	1,771円／2か月	1,512円／2か月	合併時は両市の水 道料金・下水道使 用料を据え置き、 合併後3年までに 改定を行う。
	下水道使用料	1,955円／2か月	1,455円／2か月	
使用水量20立方メートルの場合	家庭用水道料金	1,836円／2か月	1,512円／2か月	
	下水道使用料	2,133円／2か月	1,572円／2か月	
使用水量40立方メートルの場合	家庭用水道料金	4,428円／2か月	3,132円／2か月	
	下水道使用料	5,178円／2か月	3,494円／2か月	

※金額は税込みとし、小田原市の水道料金は平成29年の料金改定後のものです。

※16立方メートルは、小田原市の水道料金及び下水道使用料並びに南足柄市の下水道使用料の基本料金となる水量です。

※20立方メートルは、南足柄市の水道料金の基本料金となる水量です。

※40立方メートルは、一般家庭用における平均的な使用水量と言われています。

水道関連の休日・夜間における対応

小田原市の水道サービスセンターのサービス範囲を南足柄市の区域にも広げます。休日や夜間を問わず、南足柄市民からの各種問い合わせに対し、より迅速かつ適切にサービス提供をすることができるようになります。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
休日及び夜間における対応	水道サービスセンターで連絡を受け、必要に応じて現場対応を行う。	職員が連絡を受け、必要に応じて修理業者に現場対応をしてもらう。	水道サービスセンターで連絡を受け、必要に応じて現場対応を行う。

水質管理事業

両市の水質検査項目数に違いがあります。合併後に統一した水質検査計画や水道施設の維持管理計画を定め、より安全な水道水を提供していきます。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
水質基準項目 (法定検査項目)	浄水	51項目を実施		合併後、検査項目・ 検査頻度を速やか に定める。
水質管理目標設定項目 (水質管理上、留意すべき項目)	浄水	15項目を実施	未実施	
	原水	11項目を実施	11項目を県が実施	
自主検査 (市保有の検査機器により実施)	原水 浄水 処理工程水	水質基準項目 38項目を実施	未実施	

※小田原市では、更なる水質の安全性確保のために自主検査等を実施しています。

水洗化工事助成事業

小田原市のみで行っている水洗化工事費の補助は合併後も引き続き行うため、南足柄市民は新たに補助を受けられるようになります。また、小田原市民が水洗化改造資金を借りるときは、市からではなく金融機関から借りることになります。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
水洗化工事費補助金	水洗化工事	1万～5万円	なし	2万円
	合併処理浄化槽の廃止を含む水洗化工事	7万円	なし	7万円
	共同住宅の水洗化工事	1戸につき1万円	なし	1戸につき1万円
水洗化改造資金貸付	貸付金額	40万円以内／便器数		40万円以内／便器数
	貸付方法	直接貸付	融資斡旋・利子補給	融資斡旋・利子補給



両市で水道料金・下水道使用料に違いがあるのはどうして？

A 水道料金は、水道事業を行うために必要な経費に基づき定められます。この必要経費には、「原水から飲料水にするために要する経費」や「浄水場から各家庭の蛇口へ供給するために要する経費」が含まれます。

両市では、原水からの「浄水処理方法」や浄水処理に伴う「水質検査の実施内容」、水を供給するための「水道施設の耐震化の取組」に大きな違いがあります。これらが両市の料金に差がある主な理由です。

	小田原市	南足柄市
水源（原水）	河川表流水 87% 地下水 13%	河川表流水 58% 地下水 42%
水質検査	県営水道の検査水準に準じ、箇所数・項目数・頻度を法定検査基準より多く実施	法定検査基準頻度により実施
基幹管路の耐震化率	52%が耐震化済み	4%が耐震化済み

下水道使用料は、下水道管などの施設の維持管理などに必要な経費に基づき定められます。

両市の下水道施設は整備時期が異なり、老朽化の進捗状況に差異が生じていることから、その維持管理に要する費用に違いがあります。また、両市の地形なども異なるため、下水道施設の建設に係る費用にも違いがあります。これらが、両市の使用料に差がある主な理由です。

9 合併後の行政体制

慣行（市章など）

慣行の取扱いについては、基本的に小田原市の例により統一する方向で調整しますが、南足柄市の文化や産業の特性上、継承する必要があるものは、合併後の市において新たに制定するなどの調整を行います。

区 分	合 併 後
市 章	小田原市の市章を引き続き使用する。
名誉市民	小田原市の規定を適用することを基本とするが、過去に名誉市民として位置づけられている方は、合併後の市においても引き続き名誉市民とする。
市政功労者	南足柄市の規定を基に改めて調整するが、消防団長又は交通指導隊長は別制度での表彰とする。過去に市政功労者として位置づけられている方は、合併後の市においても引き続き市政功労者とする。
市の木及び花	両市の規定を合わせたものを合併後の市の木・花とするよう調整する。
市の鳥及び魚	合併後の市においても現行の小田原市の規定を引き続き使用する。
市民憲章	小田原市のものを基本とするが、合併時の両市の市民の思いを考慮し、必要に応じて検討する。
子ども憲章	合併時に「南足柄市子ども憲章」を廃止するが、その趣旨を小田原市の「教育都市宣言」及び「おだわらっ子の約束」に継承するよう内容を検討する。
各種宣言	小田原市の規定を引き続き使用することを基本とする。

出先機関（支所など）

合併時点において運営している支所などの窓口は、合併後の市に引き継がれます。また、南足柄市役所の市民課窓口を合併後の市の支所などとして位置づけることとします。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
支所・連絡所・地域センター住民窓口数	11か所	なし	合併時に運営している施設を継続し、分庁舎内に支所などを新たに設置する。
窓口コーナー・サービスセンター数	4か所	2か所	



現在の南足柄市役所はどうなるの？

A

合併後は分庁舎となります。また、住民票発行などの事務を行う窓口も支所などとして残します。

特別職（市議会議員）の身分

合併後の市の議会議員の条例定数は、28人とします。なお、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に規定する定数特例を合併時に限り適用し、合併時に現在の南足柄市の区域を選挙区として定数6人の増員選挙を行います。

区 分	小田原市	南足柄市	合併後
議員定数	28人	16人	28人 (合併後、最初の一般選挙までは34人)
議員報酬（議長）	586,000円／月	451,000円／月	586,000円／月
議員報酬（副議長）	511,000円／月	361,000円／月	511,000円／月
議員報酬（議員）	475,000円／月	338,000円／月	475,000円／月

特別職（農業委員会委員など）の身分

合併時の農業委員会委員の定数は26人、任期は、小田原市の委員の任期満了日までとします。その後は、定数19人、任期は3年とします。

同様に、合併時の農地利用最適化推進委員の定数は22人、任期満了日以降は29人とし、任期は農業委員会委員の任期と同様とします。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
農業委員会委員	委員定数	19人	7人	19人(合併時は26人)
	報酬（会長）	48,700円／月	42,500円／月	48,700円／月
	報酬（会長職務代理者）	40,900円／月	35,800円／月	40,900円／月
	報酬（委員）	33,200円／月	30,300円／月	33,200円／月
農地利用最適化推進委員	委員定数	14人	8人	29人(合併時は22人)
	報酬	33,200円	30,300円	33,200円

市長などの特別職の身分

市長などの南足柄市の特別職職員は、合併の日の前日をもって失職しますが、合併後の特別職職員の任用に当たっては、合併後の市政が円滑かつ一体的に運営されるよう、留意するものとします。

区 分		小田原市	南足柄市	合併後
常勤特別職	市長報酬	988,000円／月	855,000円／月	988,000円／月
	副市長報酬	817,000円／月	700,000円／月	817,000円／月
	副市長定数	2 人	1 人	2 人
	教育長報酬	706,000円／月	637,000円／月	706,000円／月

事務組織・機構

合併後の市の組織機構は、合併前の小田原市の組織機構を基本に編成することとし、効率的な行政運営が図られるよう調整します。

条例などにより設置される附属機関は、それぞれの設置目的や実態などを考慮し、統廃合について調整します。

一般職の職員の身分

南足柄市の一般職の職員は、全て合併後の市の職員として引き継ぐものとし、引き継ぐ際の職務の級は、小田原市の制度に基づき、他の職員との均衡を考慮して決定するものとします。

給料は、小田原市の制度を適用するものとしませんが、引上げ、引下げともに5年間をかけて段階的に行います。

手当は、小田原市の制度を適用するものとしませんが、南足柄市の一般職の職員の退職手当は合併時の南足柄市の基準で算出した手当の額を現給保障し、退職手当を除くその他の手当は現給保障を行いません。また、地域手当率は5年をかけて段階的に統合します。

職名は、小田原市の制度を適用するものとしします。

勤務時間及び休暇は、小田原市の制度を適用するものとしします。

職員定数は、合併後の市の効率的な運営及び合併による行財政効果を確保するため、合併時までには職員適正化計画を策定し、定員を管理するものとしします。

財 産

南足柄市の正負の財産は、全て合併後の市に引き継ぐこととし、基金は設立趣旨に配慮し、可能な限り合併時に統合するなどの調整を行います。

条例・規則

合併後の市では、小田原市の条例、規則を適用しますが、事務事業調整の結果を踏まえ、必要に応じ制定、改廃を行います。

一部事務組合など

両市が事務の共同処理を実施しているものについて、合併後の市の事務事業実施体制に合わせ、必要と判断されるものを継続します。第三セクター及び公社は、合併後の市における事務事業に合わせて対応します。

公共的団体

共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう働きかけますが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けた検討を行うよう働きかけます。また、合併後の市でも現行のとおりとすることが適当な団体については、引き続き円滑な連携が図られるよう努めます。

さらに詳しく知りたい方はこちら

○事務事業調整の結果や新市まちづくり計画など、協議内容について

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会ホームページ

<https://www.odawara-minamiashigara.jp/>

○小田原市のまちづくりや財政推計について

小田原市企画部企画政策課 広域政策係 0465-33-1239

○南足柄市のまちづくりや財政推計について

南足柄市企画部企画課 企画政策班 0465-73-8001

